

浜田市告示第 10 号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年2月1日

浜田市長 久保田 章 市



- 1 景観計画の名称
浜田市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
浜田市全域
- 3 効力の発生する日
平成29年4月1日
- 4 縦覧期間
平成29年2月1日から平成29年3月31日
- 5 縦覧場所
浜田市殿町1番地
浜田市役所 都市建設部 建設企画課